

三重県県産材利用推進本部設置要綱

(目的)

第1条

県や市町、民間事業者が整備する公共建築物等における木材利用とともに、事業活動における木材利用の推進に関する施策を、県関係部局の連携により一層促進するために三重県県産材利用推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は次の事項を所掌する。

- (1) みえ木材利用方針に関すること
- (2) 公共建築物等の木材利用の推進に係る施策の連絡調整に関すること
- (3) 県が整備する公共建築物等に係る木材利用の推進に関すること
- (4) 市町や民間事業者が整備する公共建築物等に係る木材利用の推進に関すること
- (5) 県民に対する木材利用の普及啓発に関すること
- (6) 木材の適切な供給確保に関すること
- (7) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第3条 推進本部は、本部長と副本部長を置き、本部員は、別表1に掲げる者で構成する。

2 推進本部の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

(本部長)

第4条 本部長は副知事（農林水産部担任）とし、副本部長は農林水産部長とする。

2 本部長は会務を総理し、推進本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、会議は本部長が主宰する。

(幹事会)

第6条 幹事会は、幹事長と副幹事長を置き、幹事は、別表2に掲げる者で構成する。

2 幹事会の会議は、幹事長が招集し、会議を主宰する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐する。

(事務局)

第7条 推進本部及び幹事会の事務局は、農林水産部森林・林業経営課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年10月23日から施行する。

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

この要綱は、令和5年8月2日から施行する。

この要綱は、令和6年7月23日から施行する。

別表1 三重県県産材利用推進本部構成員

役員名	職名
本部長	副知事（農林水産部担任）
副本部長	農林水産部長
本部員	総務部長
	デジタル推進局長
	政策企画部長
	地域連携・交通部長
	スポーツ推進局長
	南部地域振興局長
	防災対策部長
	医療保健部長
	子ども・福祉部長
	環境生活部長
	環境共生局長
	雇用経済部長
	観光部長
	県土整備部長
	県土整備部理事
	会計管理者兼出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
教育長	
警察本部長	

別表2 三重県県産材利用推進本部幹事会構成員

役員名	所属	職名
幹事長	農林水産部	次長（森林・林業担当）
副幹事長	農林水産部	森林・林業経営課長
幹事	総務部	管財課長
	政策企画部	政策企画総務課長
	地域連携・交通部	地域連携・交通総務課長
	防災対策部	防災対策総務課長
	医療保健部	医療保健総務課長
	子ども・福祉部	子ども・福祉総務課長
	環境生活部	環境生活総務課長
	農林水産部	農林水産総務課長
	雇用経済部	雇用経済総務課長
	観光部	観光総務課長
	県土整備部	県土整備総務課長
		技術管理課長
	出納局	会計支援課長
	企業庁	企業総務課長
	病院事業庁	県立病院課長
	教育委員会事務局	教育総務課長
警察本部警務部	会計課施設室長	